

他大学等の授業科目履修及び大学以外の教育施設等における学修に関する取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、鳥取大学全学共通科目履修規則（平成5年鳥取大学規則第3号）第9条第2項の規定に基づき、他大学等において履修した授業科目及び文部科学大臣が別に定める学修を鳥取大学（以下「本学」という。）における授業科目の履修とみなして単位を与えることについて、必要な事項を定めるものとする。

(認定科目)

第2 他大学等において履修した授業科目及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学における授業科目の履修とみなして認定できる試験資格、授業科目及び単位数等は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第3 単位認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める書類を学生部教育支援課に提出するものとする。

- 一 単位認定申請書（別紙様式第1号）
- 二 単位認定申請に係る履修大学及び単位認定を申請する試験資格の成績等を証明する書類

2 前項の申請の受付期間は、各学期の履修手続期間内とする。

(単位の認定)

第4 第3の申請があったときは、教養教育センター及び各学部は、次の各号に定めるところにより審査及び単位認定を行うものとする。

- 一 教育支援委員会において、当該申請に係る審査を行うものとし、教養教育センター長は、その審査結果を申請者の所属学部長（以下「学部長」という。）に通知するものとする。ただし、別表により認定する授業科目、認定単位数及び認定評価（評点）が規定されているものについては、審査を省略することができる。
- 二 学部長は、教養教育センター長からの通知に基づき、教授会の議を経て単位の認定を行うものとする。
- 三 学部長は、申請者に対し単位認定書（別紙様式第2号）を交付するとともに、認定した授業科目に替えて他の授業科目の履修に努めさせる等、学習内容の充実を図るように指導するものとする。

(雑則)

第5 この要項に定めるもののほか、本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることについて必要な事項は、教育支援委員会の議を経て、教養教育センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年6月13日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年5月13日から施行し、改正後の他大学等の授業科目履修及び大学以外の教育施設等における学修に関する取扱要項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

1. この要項は、令和5年4月1日から施行する。
2. 令和4年度以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、別表に示す認定評価（評点）のSをAに、AをBにそれぞれ読み替えて適用する。
3. 令和4年度以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、従前の例によりTOEFLのCBTの成績等による単位認定を行うことができる。

【別表】

・他の大学

履修大学	履修科目	認定する授業科目	認定単位数	認定評価(評点)
放送大学	申請の都度、教育支援委員会において定める。			
鳥取県4大学間の単位互換に関する包括協定締結大学	教育支援委員会において定める。			
広島大学	教育支援委員会において定める。			

- 備考：(1) 放送大学の授業料は、原則として個人負担とする。
 (2) 放送大学の授業科目を本学の単位として認定するための申請は、受講前に必ず行う。
 (3) 休学中に受講した科目については、認定しない。
 (4) 放送大学の履修については、本学では開設されていない科目等を活用して幅広い履修を可能とすることを趣旨とすることから、本学で開講されている授業科目は本学で履修することを原則とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、当該学部からの申請により、教育支援委員会の審議に基づき、履修を認めることがある。

・外国の大学

履修大学	履修科目	認定する授業科目	認定単位数	認定評価(評点)	
学術交流協定に基づく学生の交流に関する覚書等を交わした大学	ウォータールー大学	英語研修	総合英語Ⅰ 総合英語Ⅱ	1単位	履修大学の成績に基づき教養教育センターが決定する。
	アーカンソー大学 (島根大学連携)				
	アストン大学				
	カリフォルニア大学				
	デービス校				
	マラヤ大学				
	アデレード大学				
上記以外	申請の都度、教育支援委員会において定める。				

備考：奨学金が支給されるものを除き、留学にかかる費用は個人負担とする。

・試験資格

区分	認定する試験資格	成績等	認定する授業科目	認定単位数	認定評価(評点)
英語	TOEFL	PBT	総合英語Ⅰ 総合英語Ⅱ	2単位	S(90)
				1単位	A(80)
		iBT		2単位	S(90)
				1単位	A(80)
	TOEIC	730点以上		2単位	S(90)
		600～729点		1単位	A(80)
	実用英語技能検定試験	準1級以上		2単位	S(90)
2級		1単位	A(80)		
初修外国語	ドイツ語技能検定試験	3級以上	ドイツ語応用Ⅰ ドイツ語応用Ⅱ	2単位	S(90)
	実用フランス語技能検定試験	3級以上	フランス語応用Ⅰ フランス語応用Ⅱ	2単位	S(90)
	中国語検定試験	3級以上	中国語応用Ⅰ 中国語応用Ⅱ	2単位	S(90)
	HSK(漢語水平考試)	4級以上			
	ハングル能力検定試験	3級以上	韓国語応用Ⅰ 韓国語応用Ⅱ	2単位	S(90)
スペイン語技能検定試験	3級以上	スペイン語応用Ⅰ スペイン語応用Ⅱ	2単位	S(90)	

- 備考：（１）本制度による英語の認定単位数は２単位までとする。
- （２）同一の試験資格で複数の成績を持つ場合は、上位の成績等をもって認定の対象とする。
- （３）英語について、既にこの制度で１単位を認定されている者が改めて上位の成績等で申請する場合は、上位の成績等の認定単位数からこの制度で認定されている１単位を引いた単位を認定の対象とする。
- （４）異なる試験資格で同じ認定評価となる単位の認定は行わない。

（例） 実用英語技能検定２級で １単位（A(80)）認定済の場合

- ・新たにTOEIC 730点以上を取得・・・・・・・・・・上記(3)に基づき、1単位 S(90) のみ申請可
*認定済の成績評価A(80)は変更できません。
- ・新たにTOEIC 600～729点を取得・・・・・・・・・・上記(4)に基づき申請不可